

○長岡市地域委員会の会議等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長岡市地域委員会の会議等について、必要な事項を定めるものとする。

(会議の種類等)

第2条 長岡市地域委員会の会議の種類は、次のとおりとする。

(1) 地域委員会

(2) 地域委員会委員長・副委員長会議

(3) 研修会

(4) 分科会

2 地域委員会及び分科会を開催する場合、委員長は支所長と協議の上、開催するものとする。

この場合において、支所長は、当該会議を開催しようとする日の1週間前までに、開催予定期時、開催予定場所、開催目的等を書面により地域振興戦略部長に報告しなければならない。

3 地域委員会委員長・副委員長会議は、地域振興戦略部が開催するものとする。

4 研修会は、地域振興戦略部が開催し、又は支所長が地域振興戦略部長の承認を受けて開催するものとする。

(報酬の額)

第3条 委員会の委員の報酬の額については、長岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年長岡市条例第12号）別表の附属機関の構成員の項の規定により定める額とする。

2 研修会及び分科会については、前項の規定により定めた額の2分の1に相当する額以内の額とする。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、地域振興戦略部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から実施する。